

CPSA 0136



## 幼児用ベッドガードのSG基準

SG Standard for Bed Guards for Children

(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

## 乳幼児睡眠用製品専門部会 委員名簿

|          | 氏 名  | 所属                                      | (委員は五十音順) |
|----------|--|---|-----------|
| (部会長)    | 西田 佳史  | 東京科学大学                                  |           |
| (委員)     | 石崎 尚樹  | 石崎家具株式会社                                |           |
|          | 伊藤 晃浩  | 株式会社ヤトミ                                 |           |
|          | 井上 信明  | 埼玉医科大学総合医療センター                          |           |
|          | 大口 達郎  | 一般財団法人ボーケン品質評価機構                        |           |
|          | 奥野 祐一  | 一般財団法人日本文化用品安全試験所                       |           |
|          | 尾崎 泰彦  | 株式会社キンタロー                               |           |
|          | 蒲谷 祐   | コンビ株式会社                                 |           |
|          | 河村 真紀子   | 主婦連合会                                   |           |
|          | 喜田 清香  | 日本トイザらス株式会社                             |           |
|          | 曾川 慎之助   | 株式会社グランドールインターナショナル                     |           |
|          | 永田 雅一  | 株式会社大和屋                                 |           |
|          | 野口 福太郎   | 株式会社赤ちゃん本舗                              |           |
|          | 深井 誠   | デンビー株式会社                                |           |
|          | 松井 慎吾  | 株式会社カトージ                                |           |
|          | 三好 英樹  | 独立行政法人製品評価技術基盤機構                        |           |
|          | 山崎 吉典  | 株式会社ヤマサキ                                |           |
|          | 山地 理恵  | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) |           |
|          | 山本 英俊  | テュフズードジャパン株式会社                          |           |
|          | 山本 正彦  | ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社                     |           |
| (オブザーバー) | 経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課<br>経済産業省 製造産業局 生活製品課<br>消費者庁 消費者安全課<br>こども家庭庁 成育局 安全対策課<br>こども家庭庁 成育局 母子保健課 |   |           |
| (事務局)    | 一般財団法人製品安全協会   |   |           |

# 幼児用ベッドガードのSG基準

SG Standard for Bed Guards for Children

## 1. 基準の目的

この基準は、幼児用ベッドガードの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

## 2. 適用範囲

この基準は、子どもがベッドから落ちるのを防ぐために大人用ベッドに取付けるベッドガード（以下、「ベッドガード」という。）について適用するものである。なお、この製品は自力で大人用ベッドに昇降できる子ども（概ね生後18か月から60か月）を対象とする。

## 3. 安全性品質

ベッドガードの安全性品質は、次の通りとする。

| 項目        | 基 準   | 基 準 確 認 方 法 |
|-----------|---|-------------|
| 1. 外観及び構造 | <p>1. ベッドガードの外観及び構造は次の通りとする。</p> <p>(1)仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷つけるおそれのある、ぱり、先鋭部等がないこと。</p> <p>(2)外部に現れるボルト・ナット等の先端部は突き出していないこと。</p> <p>(3)組み立て用の接続部材は、各パツに組み込まれていること。</p> <p>(4)組み立ては容易かつ確実にでき、組み立てた各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。</p> <p>(5)ベッドガードは誤った組み立てができにくい構造であること。</p> |             |

| 項目 | 基 準  | 基 準 確 認 方 法 |
|----|--|-------------|
|    | <p>(6) ガード部分が折り畳み式のものにあっては、使用中に折り畳まれない構造であり、折り畳み部のロック機構は乳幼児が容易に解除できない構造であること。</p> <p>(7) ベッドへの取付けは容易かつ確実にでき、マットレスとのすき間がないよう設置できること。</p> <p>(8) ガード部分の形状はひも等が引っかからないこと。</p> |             |

| 項目    | 基 準   | 基 準 確 認 方 法 |
|-------|---|-------------|
| 2. 寸法 | <p>2. ベッドガードの寸法は、次の通りとする。</p> <p>(1)乳幼児の手足の届く範囲に、指を挟み込むおそれのあるすき間がないこと</p> <p>(2)ベッドガードは、幼児が転がり落ちにくい高さであること。</p> |             |

| 項目 | 基 準   | 基 準 確 認 方 法 |
|----|---|-------------|
|    | <p>(3) ベッドガード右端と左端と、マットレスとの間には、乳幼児の身体が抜けるすき間があること。</p> <p>(4) ガード部分にネット又はメッシュ等を有するものにあっては、乳幼児の指などが入りこまないこと。</p> <p>(5) ガード部分は、乳幼児の身体が挟まるすき間がないこと。</p> |             |

| 項目    | 基 準   | 基 準 確 認 方 法 |
|-------|---|-------------|
| 3. 強度 | <p>(6) ベッドガードには乳幼児の首や胴体に絡まるおそれのあるひも等がないこと。<br/>なお、マットレスの下に取付けた固定用のベルトなどは除く。</p> <p>3. ベッドガードの強度は、次の通りとする。</p> <p>(1) 折り畳み及びロック機構は、繰り返し開閉操作試験を行ったとき、異状がなく機能を維持していること。</p> <p>(2) フレーム及びロック部の強度試験を行ったとき、外れ、曲がり、破損等の異状が生じないこと。</p> <p>(3) ネット等ガード部分の強度試験を行ったとき、外れ、曲がり、破損等の異状が生じないこと。</p> |             |

| 項目                | 基 準   | 基 準 確 認 方 法 |
|-------------------|---|-------------|
| 4. マットレス<br>とのすき間 | 4. ベッドガードとマットレスの間<br>には、乳幼児が窒息するおそれが<br>あるすき間ができないこと。 |             |

| 項目          | 基 準   | 基 準 確 認 方 法 |
|-------------|---|-------------|
| 5. 材料       | <p>5. ベッドガードの材料は、次の通りとする。</p> <p>(1)耐食性材料以外の金属材料は、防錆処理が施されていること。</p> <p>(2)合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料を使用した部品は、有害物質を含有しないこと。</p> <p>(3)布等の繊維製品を使用したものは、ホルムアルデヒドの溶出がないこと。</p> |             |
| 6. 小部品及び付属品 | <p>6. 小部品及び付属品は、次の通りとする。</p> <p>(1) 小部品及び付属品等は、使用上の安全性を損なわないこと。</p> <p>(2) 小部品及び付属品等は、外れた場合に誤飲する大きさでないこと。</p>   |             |

#### 4. 表示及び取扱説明書

ベッドガードの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

| 項 目   | 基 準   | 基 準 確 認 方 法 |
|-------|---|-------------|
| 1. 表示 | <p>1. ベッドガードには、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。<br/>なお、(3)及び(4)については、その主旨をマットレスに設置したときに隠れない見やすい箇所に表示すること。また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1)申請者(製造事業者、販売事業者、輸入事業者)名又はその略号</p> <p>(2)製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3)使用年齢範囲<br/>○か月未満の乳幼児には絶対に使用しない旨。使用年齢範囲は、生後○か月から○か月までであること。保護者の監督下で必ず使用する旨。</p> <p>(4)次に示す主旨の注意事項</p> <p>①窒息と頸部圧迫の危険：ベッドガードやその周囲のすき間に乳幼児が閉じ込められ、死亡することがある旨。乳幼児が窒息する可能性のある、枕、毛布、その他のものすき間を埋めない旨。</p> <p>②小さな乳幼児の場合、すき間に挟まると自力では脱出できず窒息し死亡するおそれがあるため、生後○か月未満の乳幼児には適さない旨。</p> <p>③自力で大人用ベッドに昇り降りできる子どものみに使用する旨</p> |             |

| 項目 | 基 準  | 基 準 確 認 方 法 |
|----|--|-------------|
|    | <p>④ガード部分に過度の力をかけたり、ゆすったりしない。また、幼児がガードの上に乗ろうとしている場合は注意する旨。</p> <p>⑤複数のベッドガードでベッドを囲う等により乳幼児を寝かせるような使い方をしないこと。</p> <p>⑥乳幼児用ベッド、二段ベッド、ウォーターベッド、エアーベッド、脚付きマットレス、低反発マットレス等には使用しない旨。大人用のベッドのみで使用する旨。この他、当該ベッドガードに適さないベッド構造及びマットレス等についても記載すること。</p> <p>⑦ベッドガードに固定用付属部品がある場合は、必ず取扱説明書の指示通り適切に固定すること。適切に固定されないと事故につながるおそれがある旨。</p> <p>⑧当該ベッドガードに適したマットレスの最小、最大長さ及び最大厚さ。</p> <p>⑨ベッドガード右端及び左端と、ベッドの支柱（頭板、足板など）とのすき間は〇mm以上必要である旨。</p> <p>⑩床からマットレス上面までの高さが〇mmを超えるベッドには使用しない旨。</p> <p>⑪ベッドガードの高さはマットレス上面から〇mm以上あること。</p> |             |

| 項目       | 基 準  | 基 準 確 認 方 法 |
|----------|--|-------------|
| 2. 取扱説明書 | <p>2. ベッドガードには、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した説明書を添付すること。</p> <p>なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)及び(3)は図などを併記して理解しやすいものとし、(4)及び(7)は安全警告標識（⚠）等を併記してより認知しやすいものとすること。</p> <p>ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1)取扱説明書を必ず読み、読んだ後は保管する旨。</p> <p>(2)組み立て式のものは、その組み立ての要領及び注意。</p> <p>(3)ベッドへの取り付け方法及び注意。</p> <p>(4) 使用年齢範囲<br/>○か月未満の乳幼児には絶対に使用しない旨。使用年齢範囲は、生後○か月から○か月までであること。保護者の監督下で必ず使用すること。</p> <p>(5)当該ベッドガードに適したマットレスの最小、最大長さ及び最大厚さ。</p> <p>(6)乳幼児用ベッド、二段ベッド、ウォーターベッド、脚付きマットレス、低反発マットレス等には使用しない旨。大人用のベッドのみで使用する旨。この他、当該ベッドガードに適さないベッド構造又はマットレス等。</p> |             |

| 項 目 | 基 準   | 基 準 確 認 方 法 |
|-----|---|-------------|
|     | <p>(7) 次に示す主旨の使用上の注意事項</p> <p>①窒息と頸部圧迫の危険：ベッドガードやその周囲のすき間に乳幼児が閉じ込められ、死亡することがある旨。乳幼児が窒息する可能性のある枕、毛布、その他の物ですき間を埋めない旨。</p> <p>②小さな乳幼児の場合、すき間に挟まると自力では脱出できず窒息し死亡するおそれがあるため、生後〇か月未満の乳幼児には適さない旨。</p> <p>③自力で大人用ベッドに昇り降りできる子どものみに使用する旨。</p> <p>④ガード部分に過度の力をかけたり、ゆすったりしない。また、幼児がガードの上に乗ろうとしている場合は注意する旨。</p> <p>⑤複数のベッドガードでベッドを囲う等により乳幼児を寝かせるような使い方をしないこと。</p> <p>⑥頸部圧迫の危険回避のためベッドガードをベッドに取り付けるときは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. ベッドガード右端及び左端と、ベッドの支柱（頭板、足板など）とのすき間は、〇mm以上必要である旨。</li> <li>b. ガード部分がマットレスに触れるよう取り付ける旨。</li> <li>c. ベッドガードに固定用付属部品がある場合は、必ず取扱説明書の指示通り適切に固定する。適切に固定されないと事故につながるおそれがある旨</li> </ul> |             |

| 項 目 | 基 準  | 基 準 確 認 方 法 |
|-----|--|-------------|
|     | <p>⑦床からマットレス上面までの高さが〇mmを超えるベッドには使用しない旨。</p> <p>⑧ベッドガードの高さはマットレス上面から〇mm以上あること。</p> <p>⑨ガード部分を折り畳むとき、手や指を挟まないよう注意する旨。</p> <p>⑩マットレスとのすき間やロック機構の安全性等、取り付け状態を定期的に確認する旨。</p> <p>⑪ ロック機構等が破損、故障した状態では使用しない旨。</p> <p>(8) 販売時製品に付属されているものの取扱注意。例えば、ビニール袋、梱包材など</p> <p>(9) SGマーク制度は、ベッドガードの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(10) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称及び連絡先又は連絡方法</p> |             |